

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十六号

昭和二十六年三月二十日(火曜日) 午後二時十八分開議

出席委員

- 委員長 前尾繁三郎君
- 理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君
- 理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君
- 理事 門司 亮君
- 大泉 寛三君 門脇勝太郎君
- 川本 末治君 佐藤 親弘君
- 床次 徳二君 久保田鶴松君
- 立花 敏男君

出席政府委員

- 地方自治政務次官 小野 哲君
- 地方自治行政次長 鈴木 俊一君
- 総務府事務官 奥野 誠亮君
- 官庁地方自治(財政課長)
- 委員外の出席者 総務府事務官 鎌田 要人君
- 専門員 有松 昇君
- 専門員 長橋 茂男君

三月二十日

委員佐藤親弘君辞任につき、その補欠として高橋等君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員高橋等君辞任につき、その補欠として佐藤親弘君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四五号) 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

○前尾委員長 これより会議を開きます。

前会に引続き、地方税法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行したいと思はれますが、本日国会法第五十九條の規定により、本院において地方税法の一部を改正する法律案中の修正について承諾を與えられませんでしたので、これよりその修正部分について説明を聴取いたしましたと思はれます。小野政務次官。

法律案修正

地方税法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第九條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十一條の次に次の二條を加える。

(同族会社の納付又は納入の義務) 第十一條の二 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合において、当該納税者又は特別徴収義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について左の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納税者又は特別徴収義務者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く。)について、滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金が徴収できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資(当該地方団体の徴収金のうち納期限の最も古いものの納期限の二年前までに取得したものを除く。)の価額を限度として、当該同族会社に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積額に達しないこと。

二 当該同族会社がその株式又は出資の譲渡について法律又は定款に制限があるためにこれを譲渡することができないこと。

三 徴収吏員は、前項の規定によつて地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき同族会社がこれを完納しない場合においては、当該同族会社に対して滞納処分をしなければならぬ。但し、当該同族会社の財産の公売(地方団体による買上及び任意契約による売却を含む。以下本條において同様とする)は、納税者又は特別徴収義務者の財産を公売した後でなければすることができない。

四 第二項の場合において、当該同族会社が第一項又は第二項の規定

による処分に対して異議の申立又は出訴をしたときは、その財産の公売は、当該異議の申立又は訴が係属している間は、することができない。

五 第一項の株式又は出資の価額は、同項の処分をする時における当該会社の資産の総額から債務の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除して得た額を基礎として計算するものとする。

六 第一項の場合において、当該同族会社が地方団体の徴収金を完納したときは、当該同族会社は、納税者又は特別徴収義務者に対して、当該地方団体の徴収金に相当する金額について、求償権を行使することができない。

七 第一項の同族会社とは、同項の納税者又は特別徴収義務者を法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條の二第一項の同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合において同項の同族会社となる会社をいい、その判定は、第一項の処分をする時の現況によるものとする。

(納税者若しくは特別徴収義務者の親族その他納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務)

第十一條の三 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

二 前條第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第二項から第四項まで及び第六項中「同族会社」とあるのは

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第二項から第四項まで及び第六項中「同族会社」とあるのは

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

に地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動に因り取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む)の価額(納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額)を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

「第十一條の三第一項の規定による処分を受けた者」と読み替へるものとする。

第十五條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十六條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に第七号として次の一号を加える。

七 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めず、当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所、事業所又は業務所を有しないこととなつたとき。

同條の次に次の四條を加える。

(徴收猶予)

第十六條の二 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が左の各号の一に該当することに因りその徴收され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴收金の全部又は一部を一時に徴收され、納付し、又は納入することができないと認められる場合において、当該納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体の徴收金の徴收猶予を申請したときは、その徴收され、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徴收猶予をすることができ、この場合においては、その徴收猶予は、分割徴收の方法によることを妨げない。

一 納税者又は特別徴収義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
二 納税者又はその同居の親族が疾病にかつたとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。

五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

2 地方団体は、地方税を課することができるとなつた時から一年を経過した後に当該地方税を課した場合において、納税者又は特別徴収義務者がその徴收され、納付し、又は納入すべき地方税に係る地方団体の徴收金の全部又は一部を一時に徴收され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該地方税の納期限から一年以内の期間を限つて徴收猶予をすることができ、この場合においては、その徴收猶予の申請は、当該地方税の納期限内にしなければならない。

第十六條の三 地方団体は、前條第一項の規定によつて徴收猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴收を確保するために必要があると認めるときは、その徴收猶予をする金額を限度として相当の担保を徴することができ、

2 地方団体は、前條第二項の規定によつて徴收猶予をする場合においては、その徴收猶予をする金額に相当する担保を徴しなければならない。但し、その徴收猶予をする金額が二万円以下である場合又は相当の担保を徴することを困難とする特別の事情がある場合においては、この限りでない。

3 前二項の規定によつて担保を徴する場合において、その徴收猶予をする地方税に係る地方団体の徴收金について差し押えた財産があるときは、当該担保の額は、その徴收猶予をする金額から当該差し押へに係る財産の価額を控除した額を限度とするものとする。

4 地方団体は、前條の規定によつて徴收猶予をした地方団体の徴收金について差し押えた財産がある場合において、納税者又は特別徴収義務者がその差押の解除を申請したときは、その差押を解除することができ、

5 地方団体は、担保物の価額が減少した場合、保証人の資力が徴收猶予をした金額の徴收、納付若しくは納入を担保することができない状態になつたと認められる場合は、前項の規定によつて差押を解除した場合においては、増担保その他の担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求め、

6 第一項及び第二項の担保の種類及びその提供の手續について必要な事項は、政令で定める。

第十六條の四 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その徴收猶予をした地方団体の徴收金の全部又は一部についてその徴收猶予を取り消し、これを一時に徴收することができ、この場合においては、緊急の必要がある場合を除く外、あらかじめ、その徴收猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。

一 分割徴收を認められた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。

二 前條第五項の求に応じないとき。

三 責力を回復したため従前の條件によつて徴收猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十六條第一項各号に掲げる事由が生じた場合において、徴收猶予の期限に至つてその徴收猶予をした地方団体の徴收金の徴收を完了することができないと認められるとき。

2 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予を受けた者がその徴收猶予を受けた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴收する場合においてその徴收すべき地方団体の徴收金について提供された担保があるときは、滞納処分の場合における財産の処分の例によつて当該担保物を処分して、その徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、又はその徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費を保証人に納付させ、若しくは納入させなければならない。この場合においては、担保物の価額が徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、なお、不足するときは、納税者又は特別徴収義務者の他の財産について滞納処分をし、保証人がその納付し、又は

納入すべき金額を完納しないときは、納税者又は特別徴収義務者に対して滞納処分をするものとし、その滞納処分をした場合においても、納税者又は特別徴収義務者に対して滞納処分をした場合においても不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をするものとする。

3 前項の処分をする場合においては、同項の保証人は、当該地方団体の徴收金に係る地方税の納税者又は特別徴収義務者とみなす。

4 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予をした地方団体の徴收金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徴收猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徴收猶予をした地方団体の徴收金に充てることができる。この場合においては、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実が通貨以外の財産であるときは、公売又は任意契約をもつてこれを処分し、その代金を当該地方団体の徴收金に充てるものとする。

5 第十六條の二の規定によつて徴收猶予をした地方団体の徴收金について徴した担保物について当該地方団体の徴收金以外の地方団体の徴收金、他の地方団体に係る地方団体の徴收金、国の徴收金並

受けた者の弁明を聞かなければならない。

一 分割徴收を認められた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。

二 前條第五項の求に応じないとき。

三 責力を回復したため従前の條件によつて徴收猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十六條第一項各号に掲げる事由が生じた場合において、徴收猶予の期限に至つてその徴收猶予をした地方団体の徴收金の徴收を完了することができないと認められるとき。

2 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予を受けた者がその徴收猶予を受けた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴收する場合においてその徴收すべき地方団体の徴收金について提供された担保があるときは、滞納処分の場合における財産の処分の例によつて当該担保物を処分して、その徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、又はその徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費を保証人に納付させ、若しくは納入させなければならない。この場合においては、担保物の価額が徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、なお、不足するときは、納税者又は特別徴収義務者の他の財産について滞納処分をし、保証人がその納付し、又は

受けた者の弁明を聞かなければならない。

納入すべき金額を完納しないときは、納税者又は特別徴収義務者に対して滞納処分をするものとし、その滞納処分をした場合においても、納税者又は特別徴収義務者に対して滞納処分をした場合においても不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をするものとする。

3 前項の処分をする場合においては、同項の保証人は、当該地方団体の徴收金に係る地方税の納税者又は特別徴収義務者とみなす。

4 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予をした地方団体の徴收金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徴收猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徴收猶予をした地方団体の徴收金に充てることができる。この場合においては、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実が通貨以外の財産であるときは、公売又は任意契約をもつてこれを処分し、その代金を当該地方団体の徴收金に充てるものとする。

5 第十六條の二の規定によつて徴收猶予をした地方団体の徴收金について徴した担保物について当該地方団体の徴收金以外の地方団体の徴收金、他の地方団体に係る地方団体の徴收金、国の徴收金並

受けた者の弁明を聞かなければならない。

一 分割徴收を認められた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。

二 前條第五項の求に応じないとき。

三 責力を回復したため従前の條件によつて徴收猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十六條第一項各号に掲げる事由が生じた場合において、徴收猶予の期限に至つてその徴收猶予をした地方団体の徴收金の徴收を完了することができないと認められるとき。

2 地方団体は、第十六條の二の規定によつて徴收猶予を受けた者がその徴收猶予を受けた地方団体の徴收金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴收する場合においてその徴收すべき地方団体の徴收金について提供された担保があるときは、滞納処分の場合における財産の処分の例によつて当該担保物を処分して、その徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、又はその徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費を保証人に納付させ、若しくは納入させなければならない。この場合においては、担保物の価額が徴收すべき地方団体の徴收金及び担保物の処分費に充て、なお、不足するときは、納税者又は特別徴収義務者の他の財産について滞納処分をし、保証人がその納付し、又は

受けた者の弁明を聞かなければならない。

びに国税及び地方税以外の公課の
滞納に因る滞納処分若しくは強制
執行があつた場合又は競売の開始
があつた場合において、徴税吏員
が行政機関、地方団体、執行裁判
所、執行吏又は強制管理人に対し
て当該地方団体の徴収金の交付を
求めたときは、当該地方団体の徴
収金は、当該担保物の価額を限度
として、当該担保物について滞納
処分をし、又はこれらの者に対し
て交付を求めた国の徴収金並びに
他の地方団体の徴収金及び他の地
方団体に係る地方団体の徴収金
(当該担保物について滞納処分を
した国税の滞納処分費並びに地方
税の督促手数料及び滞納処分費を
除く。)に先だつものとする。

第十六條の五 地方団体は、第十六
條の二第一項の規定によつて徴収
猶予をした場合は、国税徴収法
(明治三十年法律第二十一号)の規
定による滞納処分の例によつて滞
納処分をする際同法第十二條第一
項の滞納処分の執行の停止をした
場合においては、その徴収猶予を
し、又は滞納処分の執行の停止を
した税額に係る延滞金額及び延滞
加算金額中当該徴収猶予又は停止
をした期間に対応する部分の金額
の全部又は一部を免除することが
できる。

第十八條の改正規定の次に次の改
正規定を加える。
第十九條第一項及び第二項中「又
は事業所」を「事業所又は業務所」に
改める。
第二十條中「若しくは事業所」を「
事業所若しくは業務所」に「及び事

業所」を「事業所及び業務所」に改
める。
第二十一條第一項第一号中「事業
所」の下に「業務所」を加える。
第二十二條第一項中「若しくは事
業所」を「事業所若しくは業務所」に
改める。

第三十一條の第二項中「法人税
法(昭和二十二年法律第二十八号)」
を「法人税法」に改める。
第六十一條の改正規定中「第六十
一條第三項中」を「第六十一條第一項
中」国税徴収法(明治三十年法律第二
十一号)を「国税徴収法」に改め、第
三項中「に改める」。

第七十二條の改正規定中「第七十
二條に次の一項を加える。」を「第七
十二條第三項但書中「概算納付」を
「概算申告納付」に改め、同條に次の
一項を加える。」に改める。
第二百九十二條第五号の改正規定
中「同條第五号中」を「同條第五号
中」納付すべき所得税額をい、同
法第五十五條第一項を「納付すべき
所得税額をい、租税特別措置法(昭
和二十一年法律第十五号)第二條の
第二項の規定によつて徴収される
所得税額、所得税法第五十五條第一
項」に改め、「に改める」。

附則第三項を附則第四項とし、附
則第二項の次に附則第三項として次
の一項を加える。
3 改正後の第十一條の二及び第十
一條の三の規定は、この法律の施
行後に納期限が到来した地方団体
の徴収金から適用する。

改正前の附則第四項を附則第八項
とし、改正後の附則第四項の次に附
則第五項から附則第七項までとして

次の三項を加える。
5 地方団体は、納税者又は特別徴
収義務者が改正後の第十六條の二
第一項各号の一に該当する事由そ
の他相当の事由があり、その徴収
され、納付し、又は納入すべき昭
和二十四年度分以前の地方税(法
人)にあつては昭和二十五年一月一
日の属する事業年度の直前の事業
年度以前の分)に係る地方団体の
徴収金を一時に徴収され、納付
し、又は納入することが困難であ
ると認められる場合において、当
該納税者又は特別徴収義務者が当
該地方団体の徴収金の徴収猶予を
申請したときは、同條の規定にか
かわらず、その困難であると認め
られる金額を限度として、二年
以内の期間を限つて徴収猶予を
することができる。この場合に
おいては、その徴収猶予は、分
割徴収の方法によることを妨げな
い。

6 前項の規定による徴収猶予は、
改正後の第十六條の二第一項の規
定による徴収猶予とみなして、改
正後の第十六條の三から第十六條
の五までの規定を適用する。但
し、その徴収猶予に係る金額が四
万円をこえ、且つ、当該金額の徴
収を確保するために必要があると
認める場合に限り、その徴収猶予
をする金額を限度として相当の担
保を徴収することができるものと
し、改正後の第十六條の五の規定
の適用については、当該徴収猶予
のうち改正後の第十六條の二第一
項第一号又は第二号に該当する事
由に因るものをこれらの号の規定

による徴収猶予とみなす。
7 改正後の第十六條の四第五項の
規定の適用については、国税徴収
法の一部を改正する法律(昭和二
十六年法律第 号)による改正
前の国税徴収法の規定による国税
の督促手数料は、国税の滞納処分
費とみなす。
改正前の附則第五項を附則第九項
とし、改正前の附則第六項から第八
項までを附則第十項から第十三項
までとし、改正後の附則第九項の次
に附則第十項として次の一項を加
える。
10 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。
第十九條第三号の次に次の一号
を加える。
三ノ二 北海道府県市町村其ノ
他ノ公共団体ニ於テ地方税法
第十六條ノ三第一項及第二項
ノ規定ニ依ル抵当権ノ取得並
同條第四項ノ規定ニ依ル差押
ノ解除ニ関スル登記

○小野(哲)政府委員 たいま国会法
第五十九條の規定によつて衆議院の承
諾を得ました地方税法の一部を改正す
る法律案中修正について御説明申し上
げます。
政府におきましては、地方税務行政
の改善と地方税負担の合理化をはかる
ことを目的として、地方税法の一部を
改正する法律案を提案し、目下連日御
審議を願つている次第であります。本
法律案上程後に、たゞ「国税徴収
法の一部を改正する法律案の閣議決定
を見、近く国会に上程される見込みで
あります。

しかして国税の徴収方法と地方税の
徴収方法とは相関連するものが多く、
できる限りその取扱いを一にすること
が納税者にも便宜であると考えられま
すので、国税徴収法の一部を改正する
法律案の内容と、ほぼ同様のものを地
方税法中に取り入れることにする必要が
あるのであります。よつてここに地方
税法の一部を改正する法律案を修正し
てその趣旨を取入れることといたした
のであります。

次に修正の内容について説明いたし
ます。修正の第一点は納税者または特
別徴収義務者の苦痛緩和のために、徴
収猶予の制度を設けることでありま
す。すなわち納税者または特別徴収
義務者が罹災、盗難、廃業、休業、疾
病、事業上の甚大な損失等の事由によ
り、または地方団体が課税権を行使し
得る日から一年以上たつて地方税を課
されたことにより、一時に納税するこ
とを困難とするときは、地方団体は、
その申請に基づいて一年以内において徴
収を猶予することができるものとする
のであります。しかしして地方団体が徴
収を猶予する場合には、その税
額が二万円以上であり、かつその税額
の徴収を確保するために必要があると
認めるときに限り、担保を徴するもの
とし、納税者または特別納税義務者
が、徴収猶予の期限内に納税しないと
きは、これを換価して地方税に充当す
ることができるものとするのでありま
して、一面において納税者の苦痛を緩
和するとともに、他面地方団体の徴収
にも支障を及ぼさないように配慮いた
しているのであります。

なお徴収猶予の制度は、旧地方税制
による地方税、すなわち昭和二十四年

第一類第三号 地方行政委員会議録第二十六号 昭和二十六年三月二十日

度分以前の地方税についても、必要に応じて、これを認めるものとしたしております。

修正の第二点は、納税者または特別徴収義務者が、地方団体の徴収金を滞納した場合において、その所有する同族会社の株式または出資が換価できず、かつ滞納者の他の財産について滞納処分をしても徴収できないときは、地方団体においてその同族会社に対し、滞納者の所有する株式または出資の時価の限度内において納税義務を負わせるものとするであります。

これは、納税者または特別徴収義務者が、脱税目的で同族会社を設立維持することを防止しようとする趣意によるものであります。反面、この場合においても同族会社の財産の公売は、滞納者の財産を公売した後において初めてできるものとし、また同族会社が行った異議の申立ないし訴えの繫属中は、公売できないものとし、もつてその権利の保護に遺憾なきを期しているのであります。

修正の第三点は、納税者または特別徴収義務者が、地方団体の徴収金を滞納した場合において差押えを免れるために、故意に親族その他使用人等特殊関係のある者または同族会社に財産を贈與し、または不当に低い価額で譲渡し、かつ滞納者の他の財産について滞納処分しても、当該地方団体の徴収金を徴収できないときは、財産の贈與または譲渡を受けた者に対し、その財産の時価の限度内において、納税義務を負わせるものとするのであります。これは滞納者の詐害行為を防止しようとする趣意によるものであります。なおこの場合におきましても、財産

の贈與または譲渡を受けた者にかかる公売処分は、滞納者の財産を公売した後初めて行い得るものとし、かつ異議の申立てまたは訴えの繫属中はできないものとして、もつて保護に万全を期しておりますのであります。

修正の第四点は、納税者または特別徴収義務者が納税管理人を定めないうち、当該地方団体の区域内に住居、事務所、事業所または業務所を有しないこととなつた場合においても、繰上げ徴収ができるものとするのであります。

修正の第五点は、租税特別措置法の改正に伴い、銀行預金の利子等にかかると所得税で源泉徴収したものに對しては、現下わが国産業界の緊急の要務とされておりますこととの資本蓄積に寄與するため、市町村民税を課さないものとするのであります。

以上が修正点の内容の概要であります。その趣旨とするところは、あくまでも国税徴収法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、地方税法との規定の調整をはかり、もつて租税負担の合理化と、地方税務行政の改善に資することに盡きるのであります。

○前尾委員長 それでは両案について質疑を続行いたします。門司亮君。聞いておきたいと思つておりますが、この担保と差押えとの関係はどういう関係になるのか。それは単なる担保であるのか、従来の差押え制度とどのくらい違つておるか、その点をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、要点になつております五番目でありまして、「銀行

預金の利子等にかかる所得税で源泉徴収したものについては、「地方税をかけるない、こういうことなんですか、それと同じように今の所得税の中で、源泉徴収をされておつたものが、勤労者に対しては源泉徴収することができるといふ税法の改正が行われて資本の蓄積を主としたことのために、こちら側の源泉課税はしない、こういうことになつて来る、少し食い違ひが感情的にも大きいように見受けられるが、こういうことをされた原因を、もう少し詳しく御説明願います。

○小野(哲)政府委員 門司さんの御質問に對しては、相当技術的な面もございまして、鐵田説明員から答弁いたさせていただきますからお聞きを願いたいと思つております。

○鐵田説明員 ただいま御質問になりました担保の問題でございますが、担保と差押えとの相違という問題につきまして、結論から先に申し上げます。一種の差押えにかかわる措置である、こういうふうにお考えいただけます。どうであらうか。と申しますのは、結局徴収猶予をいたします場合におきまして、担保として人的担保なり、あるいは物的担保なりをとつておられるわけでありまして、それを結局徴収猶予してあります。それと結局徴収猶予してありますところの徴収金を納期になつてとれないということになりますと、人的担保の場合でございますれば、保証人に対して弁済を要求する。あるいは物的担保の場合でございますれば、これを換価して債権に充当する、こういうことに相なりますので、いわば差押えにかかわる措置、こういうふうにお考えただいたらいのじやないか。なお

それに関連して申し上げておいた方が、御理解が便利になるのではないかと申しますが、差押えをしている場合に、やはり徴収の猶予ということはあり得るわけでありまして、そういう場合におきましては差押えを解除いたしまして、そうして物件を担保としてとりましかかりに、その二重手間を避けておきまして、差押えをそのままに続けておきまして、いわばその差押えをした担保と同一の効果を生ぜしめる、こういうことも法律上考えられておるようであります。これは国税も地方税も共通の問題であります。そういう制度になつております。大体担保と差押えの関係については、以上のような関係に相なります。

それから第二の源泉徴収の問題でございますが、これは租税特別措置法の一部改正によりまして、御案内のごとく源泉徴収を認めました。それにつきましては、市町村民税の課税の対象に相なりますと申す、その五〇%を越えるというところに相なりまして、その関係で特に国税の関係から切なる要望がございましたので、それを取入れてこういうふうに変更した次第でございます。

○門司委員 そうすると担保の関係は、たとえはこういうこととあります。具体的に申し上げますと、滞納が一面にある、しかしその人は反面に売掛代金を持つておるといふようなことが必ずあると思つて、それらものがやはり担保として充当することができるといふこととありまして、これはおそれなく技術的な徴収の面で、いろいろ問題を起してあります。もしこれが担保としてとられると

いうことになつて、差押えよりもやや緩和された形になるということ、もう一つは、従つてその滞掛代金のようなものがかりにあるとすれば、その取立ては税務の方がやる、こういう繰が出て来ると思つて、そういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○鐵田説明員 けつこうでございます。

○前尾委員長 大泉寛三君。○大泉委員 この追加改正案は、特に同族会社を設立した場合に對しての税の処分方を――一般法人の設立やあるいは組織に對しては觸れていないが、特に同族会社に限定しているというところは、どういふわけでありませうか。

○鐵田説明員 今お尋ねになられましたところの同族会社の問題でございますが、特に同族会社を目的としたかたきにはないものであります。最近特に租負担の関係上、個人が同族会社組織に移行して参る。その場合におきまして、脱税といひますか、そういうつた関係で移行するの、特に多いわけでありまして、今ここに書いてございまして、よろしく御注意をいたして、今度まさに規定したところと思つております。こういうつた場合におきまして、租税の負担を免れようといふような動向が、特に顯著なものがございまして、この点にかんがみまして、この改正を企図した次第でございます。

○大泉委員 今大蔵委員会で国税徴収法が議題になつておりますが、やはりこの同族会社が、特に個人事業者から移行して法人組織にかえるという場合が、最近きわめて多くなつておりま

す。それはなるほど税の滞納に対しては、あらゆる手段を盡されておりますけれども、滞納処分に至るまでにおいては、個人と法人と比較すると、個人に対してはあまりに酷烈である。今日の場合には、個人の事業所得に対しては、もちろん名目所得というべき商品物産の値上りも、その所得の中に計算されるといふように、個人事業の経営に対しては、経営のできないほど過重な負担をさせておる。その結果法人に組織を改めて、いわゆる事業を法人に改める。ところが法人にしようとしても、一般の全然関係のない方面から出資を求めようたつて求められない。やむを得ずお互いのできるだけの範囲の法人にする。いわゆる株式の出資に求める。それが自然どうも全然赤の他人の方では出資もしてくれない。やむを得ず同族会社にする。やはり営業の安定面を選んで会社にする。それをまた追捕するということは、あまりにも酷烈な処置であると思ふのであります。何も好んで同族会社にしたいくない。けれどもやむを得ず同族会社にするざるを得ない。出資者がいないのだから……。そしてここ二、三年來の同族会社の設立は、皆これもこれもがあまり苛烈な課税のために、しかもインフレによる物価の値上がり、商品の値上りも、所得としてこれを課税しておる結果によるのであるから一方において税の負担に耐えられなくて、同族会社を設立するのであるから、一方において税の負担をいづゆる一般法人とかかわらないような処置をとるならば、これはよろしい。しかし税の負担なりあるいは滞納処分だけ、同族会社に対してそういう処置をとるといふ

ことは、適当でないと思ひますが、この点はいかがでありますか。
○小野(哲)政府委員 事業税の例を引きにしたのであります。個人と法人との税負担の關係におきまして、事業税の率から考えますと、個人負担が相当な比率を示しておるといふことは、私も同じような見方をすることでもありませぬ。従いましてなるべくならば個人と法人との間の租税負担の均衡をはかつて参りたいといふふうな点と、公益原則といふことをも考えに入れて、附加価値税のごときも、ある程度維持して行くようにすることを妥当ではないか、こういう考え方も出て参ると思ふのであります。地方税法はその考え方を取入れて、よりな次第であります。同族会社だけを目のかたきにしては、おられないといふことは、鎌田説明員も申し上げておるのであります。税の負担の關係から、自然法人に組織をえをして行こうという状況にあることも、承知いたしておるわけであります。同族会社としての性格から考えまして、やとすると脱税目的をもつて、同族会社を設立維持するといふ傾向も見受けられるのであります。こうなりますと、自然均衡を破るようなことにもなるおそれがある。かたぐい今回の徴収の方法につきましては、ただいま修正の内容について申し上げましたような考え方を取入れた次第でございます。なお具体的問題につきましては、鎌田君から御説明申し上げます。
○鎌田説明員 ただいま御指摘になりました問題につきましては、私も自身これが実施にあたりましては、十

分地方団体に通過いたしまして、運用上遺憾のないようにしたいと思ひます。特に十一條の二の條文を讀んでいただいてもわかりますように、同族会社に対して、納入または納入の責任を負わしめる場合には、要件を非常限定しております上に、なおかつそのような条件に該当する場合には、こういふしなければならぬといふことではないか、私どもも同じような見方をしております。従いましてなるべくならば個人と法人との間の租税負担の均衡をはかつて参りたいといふふうな点と、公益原則といふことをも考えに入れて、附加価値税のごときも、ある程度維持して行くようにすることを妥当ではないか、こういう考え方も出て参ると思ふのであります。地方税法はその考え方を取入れて、よりな次第であります。同族会社だけを目のかたきにしては、おられないといふことは、鎌田説明員も申し上げておるのであります。税の負担の關係から、自然法人に組織をえをして行こうという状況にあることも、承知いたしておるわけであります。同族会社としての性格から考えまして、やとすると脱税目的をもつて、同族会社を設立維持するといふ傾向も見受けられるのであります。こうなりますと、自然均衡を破るようなことにもなるおそれがある。かたぐい今回の徴収の方法につきましては、ただいま修正の内容について申し上げましたような考え方を取入れた次第でございます。なお具体的問題につきましては、鎌田君から御説明申し上げます。
○鎌田説明員 ただいま御指摘になりました問題につきましては、私も自身これが実施にあたりましては、十

分地方団体に通過いたしまして、運用上遺憾のないようにしたいと思ひます。特に十一條の二の條文を讀んでいただいてもわかりますように、同族会社に対して、納入または納入の責任を負わしめる場合には、要件を非常限定しております上に、なおかつそのような条件に該当する場合には、こういふしなければならぬといふことではないか、私どもも同じような見方をしております。従いましてなるべくならば個人と法人との間の租税負担の均衡をはかつて参りたいといふふうな点と、公益原則といふことをも考えに入れて、附加価値税のごときも、ある程度維持して行くようにすることを妥当ではないか、こういう考え方も出て参ると思ふのであります。地方税法はその考え方を取入れて、よりな次第であります。同族会社だけを目のかたきにしては、おられないといふことは、鎌田説明員も申し上げておるのであります。税の負担の關係から、自然法人に組織をえをして行こうという状況にあることも、承知いたしておるわけであります。同族会社としての性格から考えまして、やとすると脱税目的をもつて、同族会社を設立維持するといふ傾向も見受けられるのであります。こうなりますと、自然均衡を破るようなことにもなるおそれがある。かたぐい今回の徴収の方法につきましては、ただいま修正の内容について申し上げましたような考え方を取入れた次第でございます。なお具体的問題につきましては、鎌田君から御説明申し上げます。
○鎌田説明員 ただいま御指摘になりました問題につきましては、私も自身これが実施にあたりましては、十

人關係というような場合には適用がないか、そういう場合はどう尋ねておられますか。こういうお尋ねでございます。こういふことにつきまして、実は正面から規定いたしておりませぬけれども、この十一條の三の規定が働く場合があり得るわけでありませぬ。たとえば私が非常に近い關係のものに對しまして、滞納に近い関係のものに對しまして、財産差押えをまぬかされるために、財産を贈與する、あるいは非常に低い価格で売つた、こういうような場合におきましては、十一條の三で取締る規定があるわけでありませぬ。

○大泉委員 この問題は將來相当紛争をまぬかれない。また裁判等の事件が発生しやすいと思ふのです。この際特にと申しますが、同族といつても、いわゆる物に対する立場を取扱つているので、物はなんでも、必ずしも同族、血族のみに限られていゝものでなく、やはりその人に対する信頼があれば、全然他人である友人であるとか、あるいはその他友人のまた友人とかいふような立場に、みな及ぶものであつて、そういう場合には、やはりこの同族といふ一つの輪郭から離れてしまつたとこの適用がまぬかれるといふことにはせんか。こうした場合はもう悪質とは見ないで、單なる一つの一般の法人会社といふような立場に見られることになりませぬか、こう考へてよろしいと思ひますか。
○鎌田説明員 申すところの御質問に對しましては、私にはあるいは誤解しておるかもしれませぬけれども、同族会社に出資いたしましたり、

あるいは同族会社の株式を取得した場合には、こういういふお尋ねは、同族会社の手がある。ところが親しい友人とか同族会社の範疇に入らないようなものに対しては、いかに悪質なものにあつても縛る手がない。こういうふうなお尋ねかと、私理解しておるのであります。これにつきましては、先ほど申し上げましたところの十一條の三の規定が働く場合がある。こういうふうな場合には、滞納処分の場合におきましては、俗に申しております詐欺行為の取消しといふような制度もありまして、そういうものは、十分取締る手がある。こういうふうな考へておる次第でございます。

○大泉委員 この問題はこの程度にしておきますが、しかしこうした一面に、個人経営と同族会社はきわめて密接な關係もあるもので、個人と法人との段階のない立場において、あるいは公平を保つ意味において、こういう法文が必要になつて来るのであります。したが、私は根本的に、個人とあるいは同族とかいふ事業経営者は、やはりその出資ばかりでなく、自分の資本から離れたところの、肉体的な労働、あるいは責任というふうな立場において、他の一般法人と違つた行動をする。ほとんどどこからどこまでが資本であるか、あるいは労働力であるかといふことさえ、わからないような立場に立つておる。最近はどうも八百屋あるいはお医者に至るまで、法人にしていくような状態である。こういうものをいづゆる税の負担をのがれるためだと

いうような考えをもつて臨むとするならば、まづたくこれは中小企業に対するより以上な冷酷な政勢じやないかと私は思うのであります。こういうことは、法文の上では一応よろしいとしても、やはり税の負担に耐えられなくて、同族会社、同族法人にするのであるから、この点は徹税行政の実施にあつて、どうも今までのような考え方でなく、どこまでも業者の納得の行くような手段によつて、これの運営よろしきを得てもらいたいという念願で、私は申し上げているのであります。ただ法文の上で現われていることは、きわめて冷酷のようであるけれども、そのやり方によつては、十分に保護される一つの立場になるのでありますから、この点十分政府はこの法律実施にあつては、万全の注意をもつて、臨んでいただきたいと私は思うのであります。

そのほかに別に、国税の方に対して聞きたいことがありますけれども、どうも地方税と国税はいわばまるで上層と外装みたいなものから、国税は適当な機会に、大蔵委員会において聞くことにいたします。要は徹税方面において、善意ある行政措置をとつていただきたいということを希望しておきます。

○小野(哲)政府委員 大泉委員からいろいろ御注意を承つたのであります。が、先ほど鎌田説明員からも申し上げましたように、特にまた中小企業の維持育成という大きな施策の上からも考えまして、今回の徴收方法の実施にあたりましては、地方団体に対しては、十分にその趣旨を伝えまして、遺憾のないようにいたしたいと考えております。

○門司委員 もう一べんこの問題で聞いておきたいと思つて、さつきの答弁で大体わかりましたが、少し心配を過ぎると、応債券の取立てが、税務行政というか、税務署の方に移ることになつて参りますと、この取立ての権利は單なる取立ての権利であるか、その先について何らかの処置が考えられるのか、私はおそれるさういふことはなからうとは思いますが、もし滞掛代金というものが入らないという場合には、その滞掛代金を支拂うものは、納税者側からみると第三者になるわけですか。それに対しての税務の働きかけといふものは、今度はそこまで差押えができるのかどうか、その点をひとつ伺つておきたいと思つております。

○鎌田説明員 ただいまのお尋ねであります。が、担保の種類、並びにこれといかなる手続によつて提供するかという点に關しましては、実は法律案にもございまして、現在なお私どもの手元において検討中でございます。ただいまお尋ねになりました滞掛代金を担保としてとるとした場合において、その滞掛代金とれない場合にどうなるか、こういう問題でございます。これにつきましては、現在国税の滞納処分なり、地方税の滞納処分の場合におきまして、債権の差押えという規定があるわけでありまして、債権を差押えますと、いわゆる民法の規定と同様でございますけれども、本来の債権者に代位して地方団体が債権を行使できる、こういうことに相なつております。その場合におきましてこれが取立てができません

ない場合においては、民法上におきましては民事訴訟法において強制執行ができるわけでありまして、この担保の場合におきまして、そこまで手の込んだ手段を講ずるかどうか、あるいはそのういつた滞掛代金のような債権でなしに、動産なり不動産といつたようなものを、いわゆる質権、抵当権の範囲に、担保の範囲を限定すべきでないか、こういうふうにも考えておる次第であります。この点につきましてはなお研究いたしましたして、はつきりしたところを御説明申し上げたいと思つております。

○門司委員 あなたの方で研究されておるなら、こちらもそれ以上追究することもあるかと思つて、ただ問題となりましては、さつきも私が申し上げましたように、当然支拂うべき義務は持つておるが、しかしそれがたまたま債権者との間に職務の關係で、担保に提供されたということで、支拂の義務は持つておるけれども、しかし税務署から直接とり来られて差押えされるまでの義務が、一体あるかどうかといふことが、ないとは言えないでしよう、一応あると思つて、同時に個人の保証の場合等におきましては、ことさらそういうことが考えられる。従つてそういうものについてもどういう処置をとるかといふことについて、問題が起らぬように万全の処置を講じていただきませんと、案外問題を起すことになりはしないかと考えております。

それから議題が二つになつておりますので、この際平衡交付金のことを、ちよつとお聞きしたいと思つて、平衡交付金の改正で、今まで七〇%であったものを八〇%にするということになつて参りますと、地方の財政需要額というものは、あと二〇%残つておられますから、全部ではありませんが、全部と言つてもいいほど、今度は査定を受けるようになっておる。そうすると地方の行政というものは、まづたく財政上の余地がなくなると思つて、まづたく財政も、一体こういうことになつていいのかわれから考えて参りますと、やはり国が平衡交付金でめんどうを見ます範囲というものは、できるだけ範囲を狭くして、そうしてそれを大体国が見てやるといふ態度をとつて行きますと、この範囲が広くなればなるほど、地方の財政は苦しくなると思う。苦しくなればなるほど実際の仕事というものはできなくて、このままの姿で行きますと、地方の自治体は事務団体になつてしまひはしないか。おの／＼の地方団体は、やはり発展をするという考え方を十分持つておられますし、ことに日本のように戦災で荒らされておられます都市等におきましては、どうしても新しい事業というものが考えられて来る。ところがその余裕はあと残りの二〇%のうちのどれか考へられない。八〇%というものは通常経費というものに入られおるといふことになつて参りますと、都市の発展性というものがなくなつて来て、従つて地方の自治体といふものは、まづたく事務を処理すればいいといふことであつて、具体的に言へば道路の新設というようなことは考えられない。道路の維持管理だけと思つて、こういうことになつて参ります影響というものは、地方議会などというものはあつてもなくてもいいということになりはしないか。あてがわれた財政だけでやつておればいいということになつて、発展性はまづたく考えられない。そういうふうなことが考へられませんが、一体自治庁として平衡交付金を改正するということについて、この前もちよつと私は聞いたのであります。あの案はほんとうに自治庁のものの考え方であつたのか、あるいは露骨に言へば、国の財政の都合であつたことがなされておるのか、この点をひとつ明確に知らしめていたいただきたいと、われ／＼といつて非常に関心と思つて、その辺の当局の考え方をこの機会にひとつはつきりして聞いていただきたいと思つて参ります。

○小野(哲)政府委員 地方財政平衡交付金の算定をいたします場合に、標準税率の七〇%を採用いたしましたが、現行法の建前でありまして、これはたゞ門司さんも御指摘になりましたように、地方財政にできるだけ自主性と弾力性を與えたい、こつちの趣旨から七〇%といふことを、一応きめて参つたのであります。しかし地方財政平衡交付金制度を運用して参ります場合において、従来七〇%が適當であるといふ考へ方につきましても、検討を加えた方がよいのではないかと、申し上げます。地方団体相互間の財政の平衡化をはかつて行く場合において、基準財政需要額の問題をやはり考へなければならぬわけでありまして、さうな場合には、基準財政平衡交付金の總額を、基準財政需要額並びに基準財政収入

これはあの改正案が、片一方において資本蓄積の擁護であり、片一方においては、人民に対する收奪である。人民があまりに收奪を受けるために、生活が破壊されて、納税ができない。結局地方自治体は非常に困窮して来るということから言ひまして、あの改正案自体に不満を持つておつたのですが、さらにこの修正案を見ますと、その心配を一層深めるものがはつきり出て来ておるわけですが、修正の第一点ですが、これは徴收猶予の問題が書かれてありますが、一箇年徴收を延期するということがなつております。従来におきましても、所得税なども、資本家が勤労者から源泉徴収いたしました場合に、その所得税を国家に納めないで、資本家の運轉資金にまわしているということが常識です。ところが今度は住民税も源泉徴収いたしました、資本家の運轉資金を増加せしめる、しかもさらに必要な場合は、一年間徴收が延期されるというふうになつておるわけです。これはどういたしまして地方住民の立場に立ち、あるいは地方自治体の立場に立つておるとは言えないと思ふ。事業上に甚大な損失等があつた場合は、徴收を延期するというのでありますが、これは資本家自体がその利潤の中から拂う税金であれば、そういうことはいかもしれません、勤労者所得から預かつて資本家が持つておる金です。それを資本家の事業が損害をこうむつたから、その金の徴收を延期するといふことは、私は成り立たないと思ふ。この点が私一番ふしぎで、ふに落ちない点であります。徴收の猶予を認めるのであれば、直接納税者と徴收義務者を別に考えるべきである。しかるにこ

の二つを一緒にしまして、徴收猶予の理由も同じ理由でやつておる。これはまつたくおかしいと思ふ。片一方は自分の生活費の中から自分の給與の中から拂うべきものを、特別の事由によつて延期猶予してもらつて、これは話はわかりません。しかし片一方は、人から預かつたものである、預かつたものを、これを同じ理由で徴收を猶予するといふことは、これはまつたく不合理である。しかもさいぜんから申しておりませうに、従来におきましても、所得税自体をそういうふうな運轉しておる資本家が大多数である。この事例から見まして、さらにそういう資本家のないやうな方を助長するのが、この修正案なのである。そういう点から考えますと、私はこれは自治庁のお出しになつたものではないか、だから説明されておる方も、自治庁の方でなく、大蔵省の方だと思つておたら、そうじゃないと言われるのだが、そうでなければ、自治庁の心構えを、ひとつかえていただきたいと思ひます。

それがもう一つ重要なことは、これと関連しておるのですが、源泉徴収がありまして、莫大な税金を資本家が振り、しかもそれいろいろの事由によつて、徴收の延期ができることになつて参りますと、自治体と大資本家の間に、いろいろの紛争が起るわけですね。いろいろの取引と、いろいろの情実関係が出て来るわけです。最近のように自治体が資金上あるいは金融上困つておられます場合には、特にその納めまじ莫大な税金を手元を抑えておられます資本家と、その村あるいはその町、その市の大企業の資本家との間には、い

やが応でも取引関係が起るわけですが、そうなりますと極つて強い方が強いのでは、たださいぜんから申しても、縁があまり土着の資本家あるいはその地域の産業と、その自治体の理事者との間に、悪因縁関係が生れることは当然なんです。悪因縁関係が生れないといひたしても、多かれ少かれ、そういう面からの行政に対する干渉と申しますか、あるいは容喙と申しますか、陰に陽に作用するものは圧迫が加わることは、当然考えられるわけですが、こういう状態を自治庁は予想されないのかどうか。従来におきましても地方の財政の困窮から、地方起債等の不如意から、地方金融機関に金融を仰いでおる自治体は、やはり地方のこの資本家階級に頭が上らない。それに左右されておるわけです。これはもうはつきり出て来ております。こういう場合に、それをまた税金の面で助長するやうな形が、この修正案ではつきりられておる。これは地方自治を確立するといひながら、かえつて資本家の手に地方の政治をゆだねるものである。地方の自治がここから腐敗するのではないか、こう考へるのですが、常日ごる地方自治を口になさつておる、地方自治の拡充の先頭に立つておられる地方自治庁といひましては、こういう問題をお考えにならないのか、この二点を小野さんに承つておきたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 今回の修正は説明の中にも申し上げましたように、国税の徴收方法と地方税の徴收方法とが、相関連しておるものが多いから、できるだけ納税者の便宜をはかり、かつまた徴收の円滑なる方法も考へて行きたい、こういう趣旨から出ておるものでありまして、これを国税徴收法との関連があるから、地方自治庁がタツチすべきものでないということにはなるといふのであります。従ひましてこれに関連した点につきましては、地方自治庁においても地方税法の改正を行うことが妥当であると、かように考へておられます。

なおまた、この種方法によりまして、一部いわゆる立花さんのおつしやる資本家が利得を得て、またそのために地方公共団体の運轉上おもしろくない結果になるといふ御心配もあるやうであります。しかしながら要はお互い地方住民としての企業家であるわけでありまして、その間双方にお互いが持ちつ持たれつのおつしやる、地方公共団体の財政運轉に寄與して行くということが、これもまた地方団体の財政の關係において、効果をあげるゆゑんではないかと思つておられます。必ずしも立花さんのおつしやる御所見につきましては、その通りであるとは私どもは考へられないのであります。ただ先ほど大泉さんからも御質問がございましたように、この種の徴收方法の改正につきましては、地方公共団体ができるだけ誤りのないやうに運轉して行くことが必要でありますので、この点につきましては、その衝に當つておる地方自治庁といひましては、財政委員会と協力して、運用上遺憾のないやうに努力はして参りたいと思つておられます。

○立花委員 これは急に御出で参りましたし、資料も何もついておりませんが、こまかい点には触れられないので、これで終りたいと思つておられますが、もう一つ二つ、大きな筋だけ聞いておきます。大泉さんのお触れになつた同族会社の問題ですが、これは私はどうもやはりふに落ちない。同族会社であるが何であるが、直接税金の問題と關係のない他の法人あるいは個人に對しまして、税金の負担を増して行くといふことは困ると思つておられます。特にこの修正案がつけられましたのは、何か故意に脱税とか、そういうことを意図した場合と、そういう限定されておると思いますが、そういうあるならばそういうことを法文にお書きになるべきだと思つておられます。故意にこういうことをやつた場合、あるいは犯罪行為としてそういうことをやつた場合、そういう場合には關係した同族会社、あるいは個人に對しまして、その納税の一部の責任を負わすということがけつこうだと思ひますが、何ら關係のないものに対しては、そういう責任を負わすといふことは行き過ぎではないか、これはあまり税金を取る方に急ぎまして、基本的な人権あるいは法人のなをそこなうものではないかと思ひます。悪いことをやつているやつからおとりになるならいいのだから、そういうことを明確にした上で、それだけに限つておやりになるやうに修正をなさるべきだと思ひます。これは小さいやうでござい

繰返し申し上げることにしたいと思
います。

○藤田説明員 だいたいのお尋ねの問
題であります。この規定の條文にお
きましては、故意にそういうことをい
たした場合に限るといふふうな條件を
限定すべきである、まことに仰せの通
りであると考えるのであります。ただ
この條文をごらんになつていただきま
してもわかりますように、結局こう
いつた行為をいたします。たとえば同
族会社に出資をするというふうな行
為、それからそのような行為をして、
しかも本来その人間が納めるべき税金
は一文も納められておらない。また滞
納処分をしても、そういうた財産はど
こに行つたかわからない、こういうた
條件にいなしておるわけでありませ
ん。従つてそういうような場合には、こ
れは明らかに立花委員の意図されてお
られるようなことと同じ結果になるの
ではないか、こういうふうな考えでお
るのであります。従いまして決して無垢
の全然そういうた悪意のないもので
追究して行こうという趣旨でないこと
は、先ほどから大泉委員の御質問に對
しまして、再三申し上げておるところ
でおわかりになつていただいております
らうと思ひます。

○立花委員 そういふ悪意のないもの
にやらないといふのであれば、それを
やはり條文の上で保障しておく必要が
あると思ひます。そうでないと、い
くらあなたのごで悪意のないものに
やらないと言われても、法文の上でそ
うなつていないから、悪意のないもの
もやられることになる。だからそうい
う前例がないなら、法文の上ではつき
り前例がないということをおやり

いただく必要がある。あまりとる方か
ら文句をつけずに、とられる方からも
おやりにならないといけないと思ひま
す。そういう点をぜひ改めていただき
たい。これは税金徴収の根本的な問題
だと思ひます。

それから第三の場合もそれと同じこ
とです。一体日本の親族で物のやりと
りや贈與をやらぬことにはないと思ひ
ます。それを何か脱税のために物を贈
與したとか何とかいうことで、それだ
けでびしや／＼やられましては、たまつ
たものではありませぬ。累がどこまで
及ぶかわからない。これでは家族制度
そのものを認めない税法になると私は
思ひます。この点を一体どこまで限度
をお置きになるのか、これはもうさつ
きの人権の問題と同じように、最も人
間として美しい親族間の贈與ですら、
そういうふうに見られるということに
なりましては重大な問題で、人心をそ
なうものこれよりひどいものはないと
思ひます。だからこれに對しては最も
慎重に法文をおつくりになるべきであ
つて、少くともはつきりこの点は明
文にする必要があると思ひますが、
この点をどうお考えになつておるか。

○藤田説明員 あとの問題につきまし
ても、この條文の表現はもとより完全
であると申してはいるわけではありませ
んけれども、これらのものがこの財産
の差押えを免れるために、故意に親族
その他特殊関係があるもの、または同
族会社に對し贈與し、または著しく低
額の代価で譲渡した財産があるとき
で、かつ本人について徴収すべき徴収
金を徴収することができない場合に限
る、こういうふうな條件をつけている
わけでありませぬ。従いまして本人が財

産の差押えを免れるためにやつたかど
うかということ認定する場合には、
地方団体はつきりしなればならぬ
い。従いましてそのような認定なしに
軽々しくやられますと、ただいま立花
委員のおつしやいましたように、権利
の侵害ということで逆に訴追せられる
の條文をたてて、行き過ぎにな
るといふことはなからうと思ひま
す。

○立花委員 ないだらうと思ひます
が、これはさつき言いましたように、
人間の基本的な問題になつて参ります
ので、簡単なものではないに、やはり
どこまで税金を取立てるには、それに
相当したものと厳密な規定をおつくり
になるべきではないか。こういう簡單
なことだけでやられますと、おそろく
罪九族に及ぶと申しますか、おそろく
全部が、ほとんど税金におびえなけれ
ばいけないということになつて来るの
じやないかと思ひます。しかもこれは悪意
でもつてやつたのならばいいですが、そ
の当時は善意で贈答し、あるいはもら
つたりやつたりしたものが、時の経過
によつてそうなつて来るというふうな
場合には認定が非常にむづかしいので
ありまして、こういうものをこつてい
う簡単な規定で決定すべきではない。特
別な審議の機關をつくるなり、そうい
うことを規定した上で、こういうこと
はやるべきであると思ひますが、そ
ういふ御用意があるかどうか承つてお
きたいと思ひます。

○藤田説明員 この点につきましては
御指摘になられましたような懸念があ
ることは予想いたされませぬので、これ
の突進につきましては十分留意いたし

まして、御心配になられるような事例
が絶対に起らないように、責任をもつ
て善処したいと思ひます。

○立花委員 あなたに責任を持つても
らうだけではないに、責任を持つてもら
う機關をつくらなければならぬ。しか
もそれはつきり明文にして條文の中
に加えていただきたい、こう思ひので
す。

それからも一つ最後に聞いておき
ますが、修正の第五番です。ただいま
まで私どもが審議して参りました地方
税の改正案におきましても、資本の蓄
積という言葉はあまり露骨に使つてお
りませぬでしたが、資本の蓄積をねら
つておつたことは事実なんです。私ど
もが指摘して参りましたように、資本
の蓄積を非常にねらつておられて、
その穴埋めを住民税でやつておるとい
う形が、最も露骨に現われておるので
すが、ここでは資本の蓄積ということ
をはつきりお書きになつておる。「現
下わが国産業界の緊急の要務とされて
おりますところの資本蓄積に寄與する
ため」と、今度はつきりと最も露骨に
お書きになつた。私どもは現在日本で
必要なことは、資本の蓄積よりも、人
民の生活の安定だと思ひます。税金のた
めに、私どもがこうやつてしやべつてお
ります開でも、一家心中あるいは親子
心中が日本のどこかでは行われておる
のです。この税金をいかにして拂える
のか、これが税金では一番問題なんで
す。私は税金の面では資本の蓄積はあ
まり考へる必要はないと思ひます。

○藤田説明員 この点につきましては
御指摘になられましたような懸念があ
ることは予想いたされませぬので、これ
の突進につきましては十分留意いたし

お考へにならずに、ここでは資本の蓄
積が一番大事だから、資本の利子には
税金はかけないのだというばかなこと
を公然と言つておられる。これこそは
自治庁の立場ではないに大蔵省の立場
なんだ。これは私がさつき言つた根本
的な問題なんです。自治庁の立場でお
出しになれば、私は地方住民の生活の
安定、そのための税金をどうするかと
いうことを、まずお書きになるべきで
あつて、資本蓄積のために、資本の利
子に税金をかけないというふうなばか
なことを、お書きになるはずがないと
思ひます。どこから一体こういうこと
が出て来たのか、小野さんにこれを
承つておきたい。

○小野(哲)政府委員 資本の蓄積の問
題が出たようでありませぬが、これは今
ここで活字にして書いたのは初めてで
はないのでありまして、地方税法の一
部改正法律案の審議にあつても、こ
の点につきましては申し上げ、立花さ
んからも御質問があつたことは御記憶
になつておられることであらうと思ひ
ます。これが大蔵省の立案であるか、
あるいは地方自治庁の立案であるかと
いうことではなしに、わが国の経済の
現況、また再建の道程におきまして、
資本の蓄積というものが必要な要件に
なつておるといふことは、万人の認め
るところでありまして、従いましてこ
れがどこから提案しようとも、そうい
うふうな問題ではないに、かような方
法によつて資本の蓄積を進めて行くこ
ういうことが、わが国の現況において必
要である、こういう観点から出ておる
ことを申し上げておきたいと思ひので
あります。

○立花委員 小野さんにお聞きいたし

條例においてきめる。従いまして、條例においてきめざる場合におきましては、とらぬという條件を明確に規定するわけでありませう。従いまして徴税吏員が困ることはない。問題は、條例をつくる場合におきまして、地方団体の議會なり理事者がいかなる判断をするかということにかかつて来るだらうと思ひます。

○前尾委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十九分散会

第十四回 衆議院地方行政委員会
録第十六号 中正誤

頁 段 行 誤 正

一七 二 七 規則で定
をめる事項
を

三 二 三 規則で定
をめる事項
を

昭和二十六年四月三日印刷

昭和二十六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所